平成25年度 全国障害者スポーツ大会競技規則集・規則改正

(以前、案として配布した資料)

■陸上競技

頁	項	変更種別	現行	改正
8	第2条 競走競技1	変更	1. 400mまでの競走競技においてはクラウチングスタートをしなくてもよく、また、スターティング・ブロックを使用しなくてもよい。	1. スタートについては次のようにする。
8	第2条 競走競技2-(1)	追加		(1)スターターは、400mまでの競走(4×100mリレーを含む)においては「位置について」「用意」の言葉を用いる。 400mを越える競走においては「位置について」の言葉を用いる。
8	第2条 競走競技2-(2)	追加		(2)各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。
	第2条 競走競技2-(3)	追加		(3)50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。
	第2条 競走競技2-(4)	追加		(4)100m・200m・400m競走(4×100mリレーを含む)においてはクラウチングスタートをしなくてもよく、また、スターティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。

(正しい表記)

頁	項	変更種別	現行	改正
8	第2条 競走競技1	変更·追記		1. スタートについては次のようにする。 (1)スターターは、400mまでの競走(4×100mリレーを含む)においては「位置について」「用意」の言葉を用いる。400mを越える競走においては「位置について」の言葉を用いる。 (2)各レースでの不正スタートは1回のみとし、その後に不正スタートした競技者は、すべて失格とする。 (3)50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。 (4)100m・200m・400m競走(4×100mリレーを含む)においてはクラウチングスタートをしなくてもよく、また、スターティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。